

令和 7年度予算見積調書

課室名：産業支援課
 担当名：総務・地場産業担当
 内線：3764

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
P26	埼玉県計量協会補助事業			一般会計	商工費	商工業費	計量検定費	計量指導費		
事業期間	昭和45年度～	根拠法令	なし			針路分野施策	11 稼げる力の向上 1102 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援	SDGsゴール 9 SDGsターゲット 9-1		
1 事業概要	一般社団法人埼玉県計量協会は、計量法に定める指定定期検査機関・指定計量証明検査機関として県知事の指定を受け、県からの委託業務を実施する団体である。 この団体の事業費を一部補助することにより、円滑な業務執行を支援する。 一般社団法人埼玉県計量協会補助事業 390千円			5 事業説明 (1) 事業内容 計量技術の向上と計量思想の普及を目的とする一般社団法人埼玉県計量協会が実施する事業に対して補助することにより、同協会の事業の円滑な実施を支援する。 (2) 事業計画 県民の正しい計量思想の樹立及び計量思想の普及を図り、適正な計量の実施の推進及び計量関係者の親和協調に努め、併せて埼玉県における計量制度の確立を支援することにより、埼玉県の産業経済及び県民生活の発展に寄与することを目的として実施する以下の事業等に対して補助を行う。 ・計量思想の普及啓発 ・計量、計量管理及び環境計量に関する技術の向上のための調査研究 ・計量に関する講習会、研修会、展示会及び見学会等の開催 ・計量に関する情報の提供及び交換並びに印刷物の発行 など (3) 事業効果 計量の基準を定め適正な計量を確保する制度は商取引を始め経済社会の基盤となり、日常生活を守るとともに経済の発展に重要である。この計量制度の普及啓発を図ることが日常生活の安全・安心と経済発展につながる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 一般社団法人埼玉県計量協会は計量法に定める指定定期検査機関として知事から指定を受け、県及び特定市8市(さいたま市他)が実施するはかり等の定期検査業務の一部を受託しており、県業務に協力している団体である。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況	なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
決定額	390								390	0
前年額	390								390	

事業内訳書

事業名	埼玉県計量協会補助事業		
単位事業名	一般社団法人埼玉県計量協会補助	予算額	390千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	390	0	
合計	390	0	

○歳出

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
負担金、補助及び交付金	390	0	一般社団法人埼玉県計量協会への補助金
合計	390	0	